

5. 日帰り旅行商品

(1)販売補助金対象となる日帰り旅行商品については、全国旅行支援統一窓口における審査基準に基づき、要件を満たした日帰り旅行商品が対象となります。詳細は「全国旅行支援統一窓口」取扱マニュアル<旅行事業者用Ver.4.0.0> P29・30 「6.日帰り旅行商品」を参照下さい。

(2)宮城県への日帰り旅行商品は販売補助金（上限1人3,000円）と地域クーポン配布を取り扱います。「販売補助金」と「地域限定クーポン」は一体となります。（どちらかみの補助はできません。）

(3)対象期間：令和5年8月28日（月）～令和5年9月29日（金）旅行分

(4)申請方法および条件について

<p>申請方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●別表参照 P.7（旅行実施報告書兼用*旅行終了後ご報告もお願いします） 「みやぎ宿泊割キャンペーン」日帰り旅行商品申請書 統一窓口への補助金申請とは別に、「みやぎ宿泊割キャンペーン」事務局へ申請が必要です ●行程表（募集パンフレット・最終日程表等）も添付願います。
<p>申請単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支店・営業所単位で申請が可能です。
<p>添乗員の有無 審査基準</p>	<p>添乗員が付かない場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人確認は、旅行事業者が行うこと。 ●統一窓口「取扱マニュアル<旅行事業者用Ver.4.0.0>」JP31～P34 「3統一窓口における審査基準」「4旅行会社の責務」及びみやぎ宿泊割キャンペーン取扱いマニュアル旅行事業者用 P 22～P23)
<p>地域限定クーポン付与 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●電子クーポンとなります。 ●STAYNAVI電子クーポンマニュアル<旅行会社用Ver.1.4>P6日帰り旅行の地域クーポンの発行と配布に関する注意事項を参照下さい。 ●地域クーポンの配布前にコピーをお願いします。（当日取消により残存地域クーポンが発生する場合、その地域クーポンを報告いただく必要があるため） ●地域限定クーポン使用期間：宿泊を伴う旅行は宿泊日当日およびチェックアウト翌日まで。日帰り旅行は旅行当日まで。（使用可能期間条件が変わりましたのでご注意ください。）
<p>申請条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）を利用した団体旅行。 ●令和5年8月7日（月）以降に募集を開始した募集型・最終確定した受注型・手配旅行が対象です。事業再開期間（令和5年8月28日～9月29日）。
<p>申請書/実施報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当日取消等があり残存地域クーポンが発生する場合は残存部分が印字されたページ全面（管理番号とクーポン番号が認識できること）を報告書とあわせてFAXまたはメールでご報告願います。

地域限定クーポン 発行(登録)例	<p>●地域限定クーポンは複数人数分をまとめて発行すると、当日一部キャンセルなどがあった場合発行したクーポン全て差し替えが必要となり、現場での対応が困難と思われます。マニュアルでは一人1枚の地域クーポンの登録が必須となっていますが旅行形態により地域クーポンの発行(登録)例をお示ししますので参考にして下さい。</p> <p>1. 大型団体の場合(100名の場合) 90名(一括登録/発行)+10名(1名ごとの登録/発行) *この例では最終人員90名以上まで残存地域クーポンが発生しません。10名以下の取消は1名ごと発行の地域クーポンを取消処理。</p> <p>2. 中型団体の場合(30名の場合) 25名(一括登録/発行)+5名(1名ごとの登録/発行) *この例では最終人員25名以上まで残存地域クーポンが発生しません。5名以下の取消は1名ごと発行の地域クーポンを取消処理。</p> <p>3. 募集型企画旅行場合 参加グループごとの登録または可能な限り1名ずつの登録(発行)をお勧めします。 *地域クーポンにお名前(代表者)が記載されます。</p> <p>●可能な限り残存地域クーポンが発生しないように発行して下さい。当日取消等があり残存地域クーポン(事業者で取消がシステム上不可能なクーポン)が発生する場合は残存部分が印字されたページ全面(管理番号とクーポン番号が認識できること)を報告書とあわせてFAXまたはメールでご報告をお願いします。</p>
-----------------------------	--

- ※1 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成30年6月25日観観振第26号)、統一窓口基本ルール、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)及び宿泊・観光需要創出事業宿泊代金・クーポン券補助金交付要綱、みやぎ宿泊割キャンペーン【全国旅行支援版】取り扱いマニュアルに従い、本キャンペーンによる割引を実施します。

みやぎ宿泊割キャンペーン事務局 宛

「みやぎ宿泊割キャンペーン」日帰り旅行商品申請書

登録事業者名 (統一窓口の登録名)	事業者コード()		
事業者名 (支店名・営業所名)			
旅行業登録番号			
代表者名			
ご担当者名			
所在地	〒		
電話番号/FAX番号	/		
団体名(ツアー名)			
契約種別	募集型企画旅行	受注型企画旅行	手配旅行
出発日/人数	/		
旅行日程	※日程表を別途添付してください 貸切バスを利用する団体旅行のみが対象となります。		

前ページの※1の項目について、同意します。

(チェックがない場合は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。)

旅行事業者 御中

- () 上記申請受付完了しました。
- () 申請内容を精査中です。あらためてご連絡します。
- () 基準に適合しませんので否認となります。

みやぎ事務局/ 月 日

日帰り旅行商品実施報告書

みやぎ宿泊割事務局 宛て

残存地域クーポン(事業者でシステム上取消が不可能なクーポン)が発生した場合は、印字されたページ全面(管理番号とクーポン番号が認識できること)をFAXまたはメールにて報告お願いします。

最終人数/発行地域クーポン総額/取消地域クーポン総額	/	/
----------------------------	---	---

FAX又はメールにて、下記事務局宛に送付下さい。

みやぎ宿泊割キャンペーン事務局
 FAX:022-797-9505
 メールアドレス:miyagi-coupon2@04.tripwari.jp